

各 { 都道府県 } 防災担当主管部（局）長
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 特別区 } 観光担当部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、感染者数の急速な増加が確認されている状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を发出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討していただくよう助言したところですが、災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足することも考えられることから、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

その際、軽症者及び無症状者について、都道府県の保健福祉部局が宿泊療養のためのホテル・旅館等の確保を行っており、そのための施設確保に支障を来さないよう、都道府県の保健福祉部局をはじめとする関係部局ともよく連携・調整を図った上で進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県の宿泊団体等に対しても、厚生労働省及び観光庁から（別添）のように、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくようお願いしていますので、申し添えます。

貴都道府県内の市町村の防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただくとともに、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野
TEL 03-5253-7525（直通）

観光庁観光産業課
高築、須藤
TEL 03-5253-8330（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年4月28日

(一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿
(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿
(一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について（協力依頼）

平素より生活衛生行政及び観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府や消防庁、厚生労働省から各都道府県等に対し、ホテル・旅館等の活用等の検討が依頼されているところです。

これらについて御了知いただくとともに、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくよう、よろしくお願い致します。

なお、リストを作成された際には、下記の観光庁観光産業課担当にも情報を共有していただけますと幸いです。

<リスト共有先・問い合わせ先>
観光庁観光産業課
高築 (takatsuki-k2j8@mlit.go.jp)
須藤 (sudoh-d2mx@mlit.go.jp)
TEL 03-5253-8330 (直通)

令和2年5月21日
府政防第939号
消防災第87号
健感発0521第1号

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部(局)長 殿
衛生主管部(局)長

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(避難生活担当)
消防庁国民保護・防災部
防災課長
厚生労働省健康局
結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)等を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡等においては、十分なスペースの確保、発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保等について助言したところですが、このたび、これらの対応の検討に資するよう、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウト、発熱・咳等の症状が出た者や濃厚接触者をやむを得ずそれぞれ同室にする場合のレイアウトの例について作成しましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いします。

なお、この資料は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付
赤司、長谷川、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191(直通)

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野
TEL 03-5253-7525(直通)

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257(直通)

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 5. 20
第1版

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な者との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

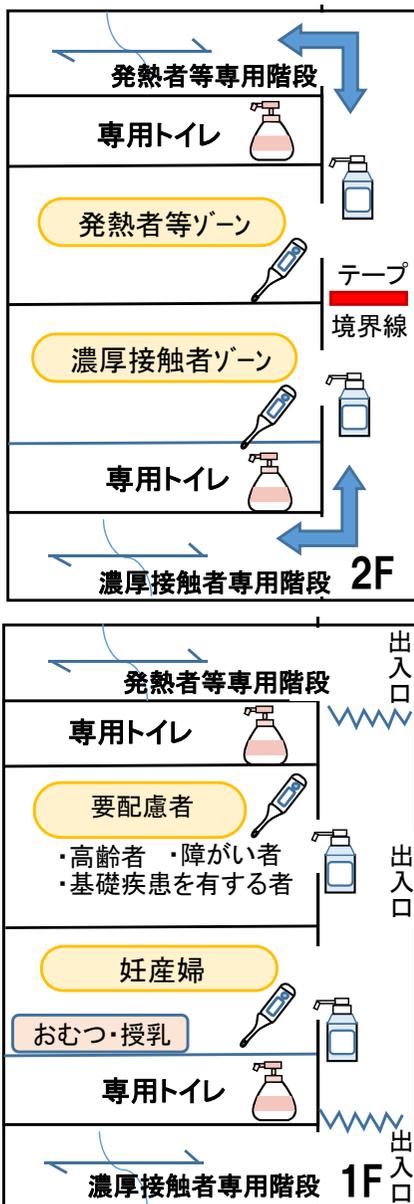
軽症者等（一時的）
・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましい。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

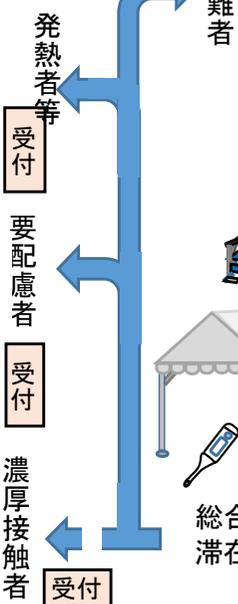
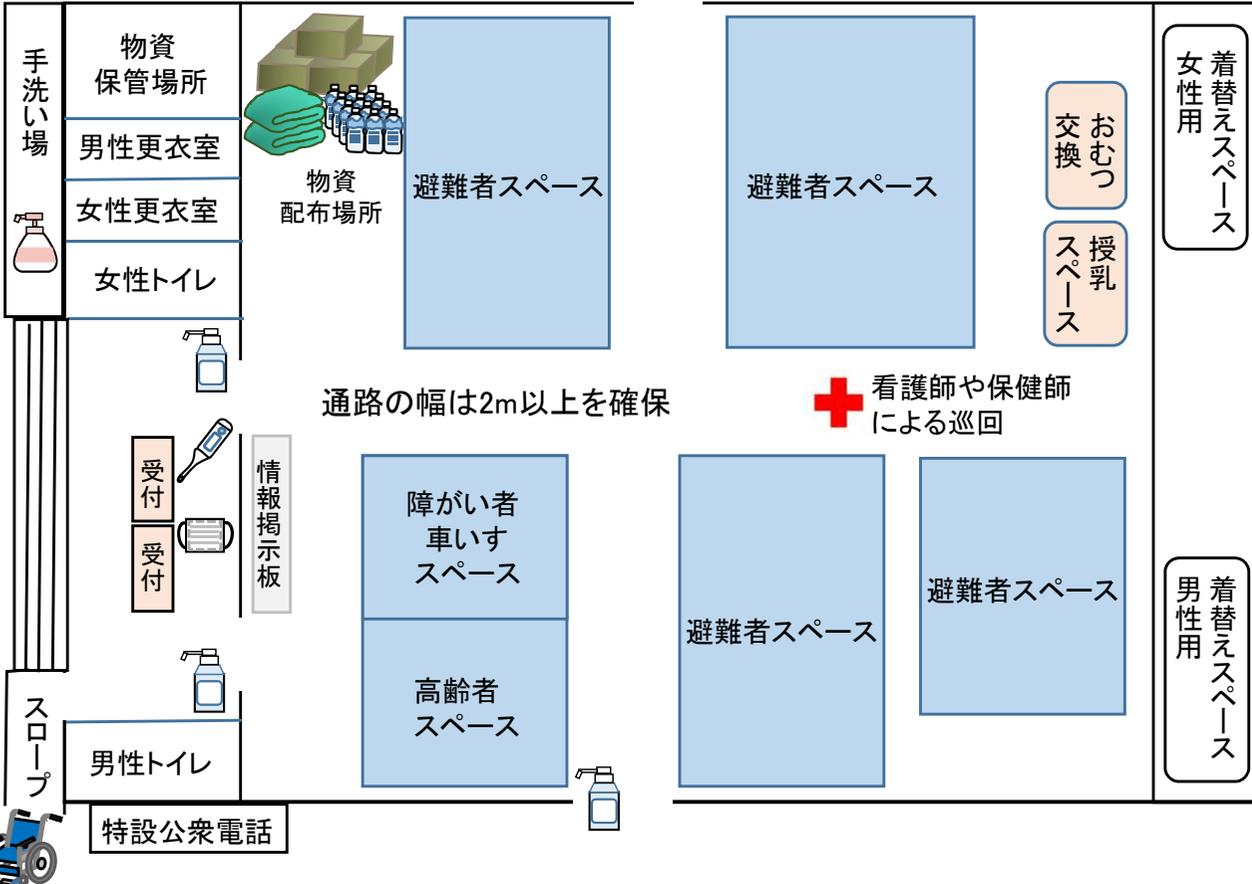
・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

〈専用スペース〉



〈集合スペース〉



- ### 受付時でのチェック
- 避難者カードの記入
 - 発熱、咳等、体調の確認
 - 要配慮等の確認 など

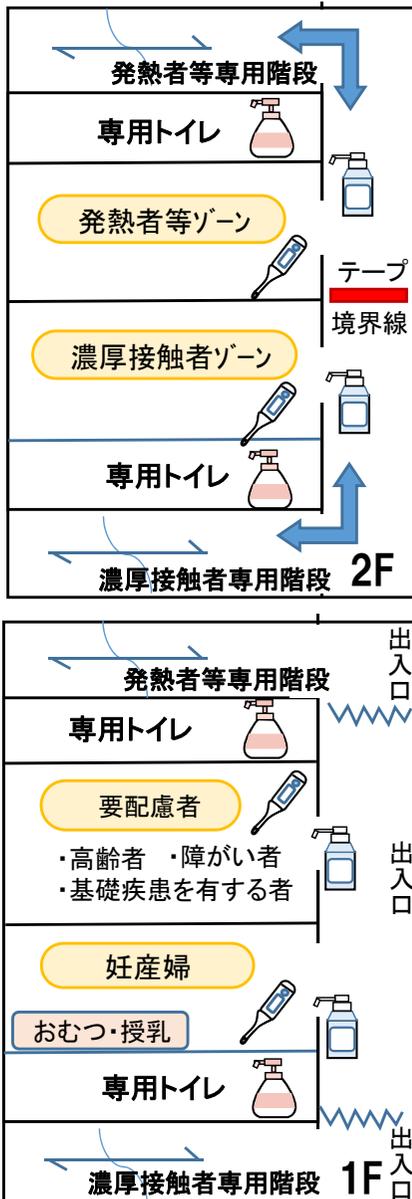
- ### 用意するもの
- ・体温計（非接触型）
 - ・アルコール消毒液（手指用）
 - ・次亜塩素酸溶液
 - ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
 - ・フェイスシールド
 - ・ビニールシート
 - ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 5. 20
第1版

〈専用スペース〉



専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な者との兼用は不可)

軽症者等
(一時的)

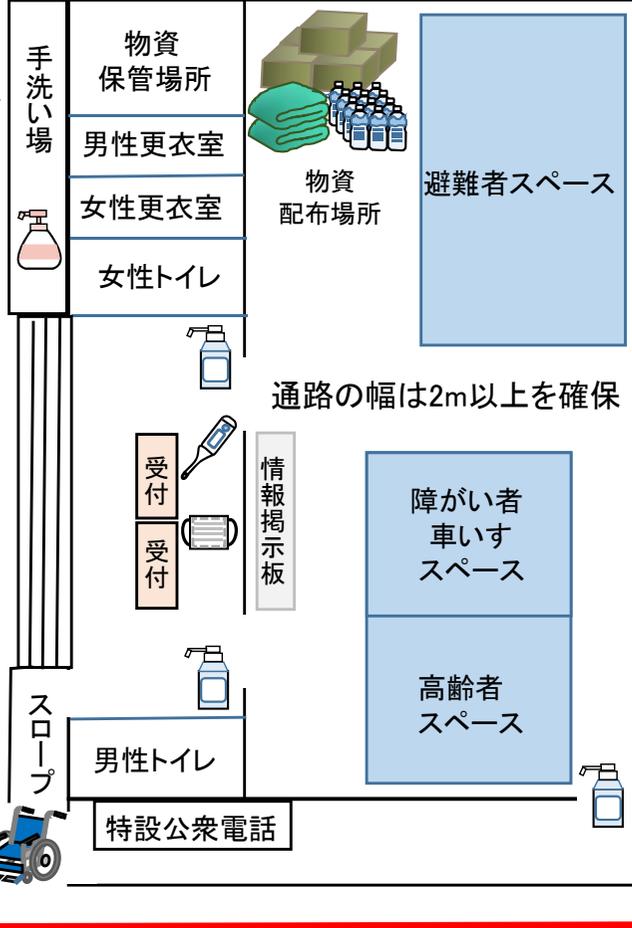
・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

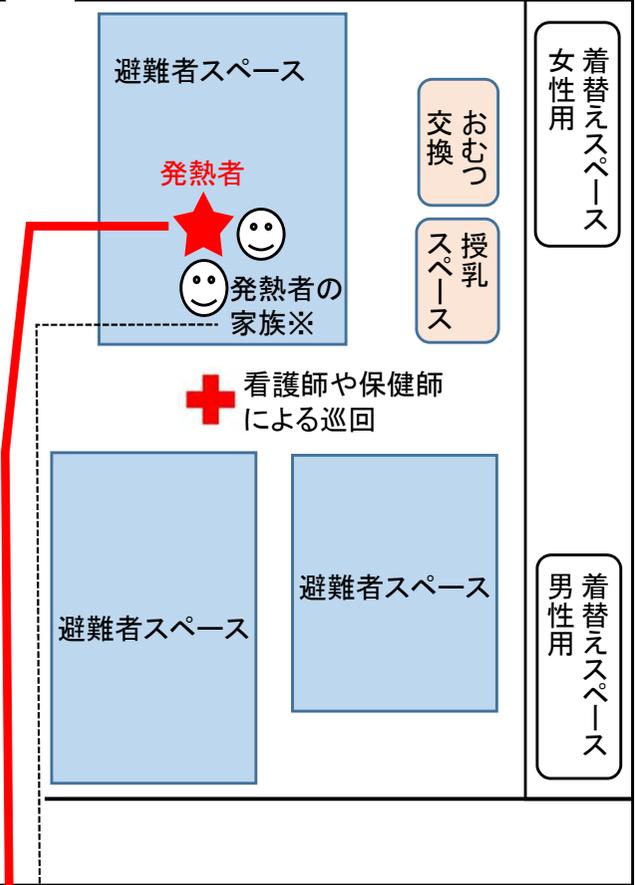
※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。



〈集合スペース〉



発熱者経路



※必要に応じて発熱者の家族用の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。